

令和7年度大田市中小企業等活性化総合支援事業

○目的

地域経済の活性化と雇用の創出・拡大のために、事業者等の**新商品開発**・ものづくりのための**新技術の開発**や**新分野への進出**、開発した商品の**販路開拓**等に必要な経費の一部を助成します。

○助成対象者

大田市内に事業所又は住所を有する中小企業者、団体、個人等で市税を滞納していない方に限ります。

○助成対象事業

助成対象となる皆様が取り組まれる様々な事業内容に対応するため、5つの助成メニューがあります。

○審査会

「1 新商品開発チャレンジ支援事業」「2 商品パッケージ改良支援事業」については、審査会を開催のうえ採択事業を決定します。

申請期間、申請方法等詳細は、市役所ホームページまたは二次元コードよりご確認ください。



二次元コード

補助事業の名称	補助事業の内容	補助対象経費（税抜）	補助率及び限度額
1 新商品開発チャレンジ支援事業	事業者が市内の地域資源を使った6次産業化、農商工連携又は異業種連携により、売れる商品づくりの前段階として商品の開発に取り組む経費	原材料等購入費、機械装置又は工具器具等の購入費、試作、改良、借用又は修繕に要する経費、外注加工費、技術指導受入れ費、検査費、研修費、旅費宿泊費（1名分）、会場使用料、デザイン委託費、デザイン購入費その他市長が特に必要と認める経費	3分の2以内、限度額30万円
2 商品パッケージ改良支援事業	事業者が市内の地域資源を使った商品又は市内の地域資源のPRを目的とした商品のパッケージ改良等に取り組む経費	機械装置又は工具器具等の購入費、試作、改良、借用又は修繕に要する経費、広告宣伝費、外注加工費、技術指導受入れ費、デザイン委託費、デザイン購入費その他市長が特に必要と認める経費	3分の2以内、限度額20万円
3 販路開拓支援・販売促進支援事業	地域資源を活用した商品の展示会・商談会への出展や通販サイト立ち上げ等の新たな販路開拓や販路拡大に要する経費	出展料、展示装飾、宣伝用印刷物のデザイン委託費、宣伝用印刷物のデザイン購入費、出品物運搬料、旅費宿泊費（1名分）通販サイト立ち上げ委託費その他市長が特に必要と認める経費	3分の2以内、限度額30万円
4 産業財産権取得支援事業	事業者が新規性のある商品の特許、実用新案、商標、意匠登録等に要する経費	出願費用、弁理士費用、書類作成費、通信費、先行技術調査費その他市長が特に必要と認める経費	2分の1以内、限度額5万円
5 外国人市内消費拡大支援事業	市内等に居住する外国人の地域内消費促進に取り組む経費	デザイン委託費、デザイン購入費、印刷製本費、翻訳費、備品購入費、広告宣伝費その他市長が特に必要と認める経費	2分の1以内、限度額5万円

※予算の範囲内で助成します

詳しくは、下記までお問い合わせください。

大田市役所 産業振興部 産業企画課 産業支援係

TEL：0854-83-8073（直通） E-mail：o-sangyou@city.oda.lg.jp

